

無人店舗型売店設置を目的とする  
公有財産（建物）の貸付けに係る  
公募型プロポーザル実施要領

令和7年6月

## 1 業務の目的、プロポーザル方式により契約候補者を特定する理由

### (1) 業務の目的

知多市役所において職員専用エリアに、食品等を販売する無人店舗型売店（食品販売が可能な自動販売機も含む）を設置することにより、職員の福利厚生の充実を図ることを目的とする。

### (2) プロポーザル方式により契約候補者を特定する理由

無人店舗型売店を設置するにあたり、貸付価格のみの競争ではなく、販売価格、設備、設置後のアフターサービス等、総合的に判断する必要があるため。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

無人店舗型売店設置を目的とする公有財産（建物）の貸付け

### (2) 業務場所

愛知県知多市緑町1番地 知多市役所1階厚生室

### (3) 業務内容

仕様書のとおり

### (4) 貸付期間

令和7年9月1日から令和9年4月30日まで

### (5) 貸付料

プロポーザル方式で決定した提案事業者から提案された貸付料

## 3 実施するプロポーザル方式の型及びその理由

### (1) プロポーザル方式の型

公募型プロポーザル方式

### (2) 理由

本業務は、提案事業者ごとに特徴があり、広く提案者を募るため公募型を採用した。

## 4 契約候補者決定までのスケジュール

内容	日付
実施要領等の公表	令和7年6月26日（木）
参加申込書提出期限	令和7年7月9日（水）午後4時まで
参加資格確認通知、提案書提出依頼	令和7年7月14日（月）
提案書提出期限	令和7年7月24日（木）午後4時まで
プレゼンテーション実施	令和7年8月4日（月）
審査結果通知、結果公表	令和7年8月8日（金）

## 5 参加資格及び手続等

### (1) 参加資格

ア 令和6年度・令和7年度の知多市における入札参加資格の認定において「食料品」又は「リース・レンタル」で登録のある者であること（公募時点で登録はないものの、契約締結までに入札参加資格の審査が完了し、認められた場合は、登録のある者とみなす。）。

イ 法人であり、愛知県内に本店又は支店・営業所を有していること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者でないこと。

- エ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- オ 参加表明書の提出期限の日から契約候補者の特定の日までの期間において、知多市指名停止及び指名見合せ取扱要領による指名停止の措置を受けていない者であること。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- キ 次の申立てがされていないこと。
- （ア）破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
- （イ）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更正手続開始の申立て
- （ウ）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て
- ク その他、本プロポーザルについて、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できる者であること。
- （2）参加表明
- 本プロポーザルへの参加を希望する者は、4に示した指定の日時までに、次の「ア 提出物一覧」に指定する資料を提出し、参加表明を行うものとする。
- ア 提出物一覧
- （ア）参加申込書（様式1）
- （イ）履歴事項全部証明書の写し又は登記簿謄本の写し  
※直近3か月以内に発行されたもの
- （ウ）国税、地方税を滞納していないことについて、国及び申込者の所在地における地方公共団体が証明する書類の写し（直近1年度分）  
※直近3か月以内に発行されたもの
- （エ）法人の事業概要がわかる資料（会社のパンフレット等）
- イ 参加申込書の入手方法
- 知多市ホームページからダウンロード、又は、知多市職員課にて交付する。
- ウ 提出場所及び提出方法
- 持参又は郵送にて知多市職員課へ1部提出すること。
- （3）質問の提出及び回答
- ア 質問書の提出方法
- 質問がある場合は、質問書（任意様式）を知多市職員課のメールアドレス宛に電子メールにて提出すること。
- やむを得ない事情により、電子メールによる提出ができない場合は、FAXでの提出も可とする。
- イ 提出期限
- 令和7年7月3日（木）正午まで（必着）
- ウ 質問書に対する回答
- 質問に対する回答は、参加申込のあった全事業者に令和7年7月7日（月）正午までに電子メールにて回答する。

## 6 提案方法

参加申込者の参加資格の確認後、「提案書提出依頼書（様式2）」の送付を受けた者は、以下の書類を提出すること。

### （1）提出書類

ア 提案書（様式4）

イ 企画提案書（任意様式）

次の事項を踏まえて提案すること。形式は原則A4版の印刷物とする。

（ア）参加者概要

参加者の概要（事業内容等）、売店の運営方法及び運営実績等について

（イ）営業時間

営業時間について

（ウ）取扱商品

商品の種類、価格、季節による変化、取扱商品の特徴について

（エ）食品衛生・安全管理

食品衛生、品質管理の体制、防犯等店舗運営上の安全管理について

（オ）決済方法

決済方法の種類、キャッシュレス決済であれば使用できるクレジットカードや電子マネーについて

（カ）店舗レイアウト

店舗のレイアウト案について

※車椅子の利用に配慮したレイアウトにしてください。

（キ）ごみの分別・回収

ごみの分別方法及び回収頻度等について

（ク）運用計画

本案件の実施計画、設置・補充・回収等の具体的実施方法、緊急時の対応について

（ケ）アピールポイント

アピールできる事項又は優位性・特徴のある事項について

（例）災害時の支援等

ウ 見積書（任意様式）

1か月の貸付料を記載。消費税及び地方消費税相当額を控除した額を記入。

エ その他参考資料等（任意様式）

設置する無人店舗型売店のカタログ、販売する商品の価格表 等

（2）フランチャイズ契約により応募する場合の注意点

フランチャイズ契約により応募する場合、次のア及びイに注意すること。

なお、本部が直営で事業運営を行う場合、本項は不要。

ア 本部が応募し、加盟者へ運営委託する場合

本募集においては、フランチャイズ本部が応募し、加盟者へ運営委託をするような形態も認めるものとする。この場合、申込者及び契約者はフランチャイズ本部とし、本事業運営に係る最終責任は本部にあるものとする。

運営委託を請け負う加盟者は法人に限るものとし、委託の相手方については市の承認を得るものとする。

イ 加盟者が単独応募する場合

加盟者としての単独応募も認めるものとする。その場合は、次の（ア）～（ウ）に注意すること。

（ア）法人であること。

（イ）応募資格は申込者である加盟者側にあること。

（ウ）フランチャイズ本部から使用許諾を受けた商標に係るノウハウ、実績等は本部のものも評価の対象とするが、経営安定性等の評価は、運営事業者たる加盟者のものを対象とする。したがって、「参加者概要」については加盟者のもの

を使用し、「運営実績」については本部のものと加盟者のものを両方記載すること。

なお、提出物の5（2）ア(ア)(イ)(ウ)は、加盟者のものを提出するものとし、(イ)は本部のものと加盟者のものを両方提出すること。

(3) 提出場所及び提出方法

持参又は郵送にて知多市職員課へ「6（1）ア提案書（様式4）」1部とその他の提出書類（6（1）イ、ウ、エ）を各5部提出すること。

※郵送の場合は、提出期限必着とする。

(4) 提出期限

令和7年7月24日（木）午後4時まで

(5) 提案書等の取扱い

ア 提案書等提出後の記載内容の変更は認めない。

イ 提案書等の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する費用は、提出者の負担とし、提出された提案書等は返却しない。

ウ 提出された提案書等は、契約候補者を特定する目的にのみ使用し、提出者に無断でその他の目的には使用しない。

エ 提出された提案書等は、必要に応じて複製することもあり得る。

## 7 審査方法

(1) 特定手順

提出された提案書等は、知多市が設置する選定委員会において、提案書等及びプレゼンテーションの内容により総合的に審査を行い、契約候補者を特定する。

なお、提案事業者が1者の場合は、提案書等の内容により審査し、プレゼンテーションは実施しないものとする。

(2) プrezentation（選定委員会）

ア 日時

令和7年8月4日（月）午後2時から

イ 場所

知多市役所書庫棟2階会議室1

ウ 説明時間

30分以内（説明15分質疑15分）

エ 出席者

2名以内

オ その他

(ア) プrezentationの資料は、提出した提案書等の内容とし、追加資料の提出は認めない。ただし、当日動画を使用しプレゼンテーションをする場合はこの限りでない。

(イ) 提出した提案書等によるプレゼンテーションは、スクリーン等を用いてプレゼンテーションできるものとする。

なお、プロジェクター、スクリーン、電源は知多市が用意する。プレゼンテーションに用いる機器等を持込む場合は、前日までに連絡すること。

(ウ) プrezentationの開始時刻は、後日通知する。

## 8 評価方法及び評価基準

(1) 評価方法

知多市が設置する選定委員会において、提案書等及びプレゼンテーションの内容

により総合的に判断し、（2）の評価基準により審査する。その結果、各委員の点数を合算し平均点を出し、上位1者を契約候補者とする。ただし、最も評価が高かった者が2者以上いる場合は、選定委員会で協議の上、順位を決定する。

なお、提案事業者が1者の場合は、提案書等の審査の結果、基準（平均点60点以上の得点）を満たせば契約候補者とする。

## （2）評価基準

評価項目	評価基準	配点
会社概要・実績等	店舗形態	売店の運営方法は適切か。
	実績	他の売店等の実績はあるか。
取扱商品・サービス・衛生面	営業時間	営業時間は適切か。
	取扱商品	取扱商品の豊富さ、価格割引があるか。
	食品衛生・安全管理	食品の管理、運営上の安全管理が適切か。
	決済方法	決済方法の種類は豊富か。
	店舗レイアウト	商品の配置、通路幅は適切か。
	ごみの分別・回収	ごみの分別及び回収について適切か。
貸付金額	貸付金額は適切か。	5点
運用計画	実施計画、設置・補充・回収の実施方法等は適切か。	10点
アピールポイント	職員の福利厚生につながる提案があるか。	10点
合計		100点

## （3）その他

選定委員会は非公開とし、審査の経過や結果など、審査に関する問合せには一切応じない。また、異議申立ても一切認めない。

## 9 審査結果の通知及び公表

### （1）審査結果の通知

令和7年8月8日（金）に「提案書特定通知書（様式5）」又は「提案書非特定通知書（様式6）」を提案事業者に通知する。

なお、特定されなかった提出者は、書面によりその理由についての説明を求めることができる。

### （2）審査結果の公表

審査結果については、知多市のホームページにて公表する。

## 10 その他留意事項

（1）提案は1事業者1提案とする。

（2）参加表明を取下げる場合は、令和7年7月22日（火）午後4時までに知多市職員課

へ電子メールで連絡すること。

- (3) 提案書に記載された業務執行体制（統括責任者、担当者等）の契約後の変更は、原則認めない。
- (4) 提出書類に虚偽があったとき、提案資格を満たさないことが判明したときは、失格とする。
- (5) 電子メールの通信事故があった場合でも、知多市は一切の責任を負わない。
- (6) プロポーザルにおいては、本業務に適した契約候補者を選定するのみであり、契約を締結するまでは市と契約関係は生じない。市は、契約候補者との間で、提案書等を踏まえた協議を行った上で、地方自治法（昭和22年法第67号）第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

## 1 1 担当部課及び連絡先

### 【事務局】

知多市企画部職員課 人事給与チーム 鳥居、月東

〒478-8610 知多市緑町1番地

電話 0562-36-2643（直通）

FAX 0562-32-1010

E-mail shokuin@city.chita.lg.jp